

○ 福祉事業の実施に関する規程（昭和 47 年 10 月 20 日基金規程第 4 号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（補装具に関する事業）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 前 2 項に規定する補装具の支給、修理又は再支給に要する費用の額は、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 76 条第 2 項の規定による補装具の購入又は修理に通常要する費用の額を勘案した基準（この基準によることができないときは、現に要した費用）の範囲内とする。</u></p> <p>6・7 （略）</p>	<p>（補装具に関する事業）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 前 2 項に規定する補装具の支給、修理又は再支給に要する費用の額は、<u>障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 76 条第 2 項の規定による補装具の購入又は修理に要する費用の額の基準（当該基準に掲げられていない補装具については、現に要した費用）の範囲内とする。</u></p> <p>6・7 （略）</p>